

労働安全衛生法が改正されました(平成 28 年 6 月 1 日施行)

## ～「化学物質のリスクアセスメント 実務研修会」のご案内～

### 1. 背景

現在規制の対象となっていない物質でも多くの中毒災害が発生しています。これらの多くは化学物質の危険有害性が認識されていないことや不注意な取扱いが行われることによって生じています。また、規制されていなかった化学物質が原因となって胆管がんの労災事案が発生したことなどから、化学物質管理のあり方が見直され化学物質管理の仕組みが強化されました。

### 2. 改正内容

今年 6 月 1 日に施行された改正労働安全衛生法により、一定の有害性があるとされている化学物質の製造・取扱いを行う全ての事業場にリスクアセスメントの実施が義務づけられました。事業場で扱っている製品に、安全データシート(SDS)交付義務対象の物質(640 物質)が含まれていないか確認下さい。含まれている場合は、化学物質のリスクアセスメントを実施する必要があります。

### 3. 「化学物質のリスクアセスメント実務研修会」のご案内

下記により化学物質取扱い事業場向けの「化学物質のリスクアセスメント実務研修会」を開催します。ぜひともご出席いただきますようお願いいたします。

#### 記

日 時 平成 28 年 9 月 23 日(金) 13:30～16:30

場 所 那覇地方第2合同庁舎 2 階 共用大会議室  
(那覇市おもろまち2-1-1)

なお、会場準備のため、出席される場合には「出席確認票」により 9 月 7 日(水)までに、FAX( 098-868-1390)にてご連絡頂きますよう重ねてお願いいたします。

[出席確認票](#)



クリック

(問い合わせ先)

那覇労働基準監督署 安全衛生課

電話 098-868-3431

FAX 098-868-1390

